

令和5年10月16日

お客様各位

株式会社 J 建築検査センター

確認検査業務の行政処分に関するお知らせ

平素は、弊社の確認検査業務に関しまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

先日、確認検査の業務に関し、国土交通省より建築基準法（以下「法」という。）第77条の30第1項の規定に基づく監督命令の処分を受けましたのでご報告いたします。

監督処分とは、「国土交通省が、確認審査業務における不適当な行為を発生させた機関に対し、業務改善計画書を作成させ、業務改善措置の実施状況を1年間監督する処分」であります。

この為、処分による申請業務への影響はありません。

尚、処分の要因となった建築物については、責任を持って法適合の状態での確認検査を完遂しております。

お客様ならびに関係者の皆さまにご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げますと共に、今回の行政処分を厳粛に受け止め、再発防止はもとより、業務品質の向上に取り組む所存でありますので、今後ともご支援のほど宜しくお願い致します。

■お問い合わせ先（受付時間：土日祝日を除く 10：00～17：00）

本件に関するお問い合わせ担当：矢崎 03-5464-7778

以上